

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	結婚相談事業	開始年度	
事務事業通番	103110	予算名	社会福祉一般経費
分類区分	ソフト(任意)	枝番	1
事務事業の法的根拠	結婚相談事業規則	補助/単独	単独
関係する個別計画	地域福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 ー
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,964	1,898	1,881	2,003	1,923	1,794						
財源内訳												
一般財源	1,964	1,898	1,881	2,003	1,923	1,794						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.01	0.01	0.01	0.01						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	84	84	84	84	0	0	0	0	0	0
総事業費	1,964	1,898	1,965	2,087	2,007	1,878	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	結婚を希望する住民
事業概要	町の将来を担う後継者の配偶者対策を推進するため、結婚相談事業を行う。(社会福祉協議会に委託) ①白樺結婚相談所の開設(12回/年)構成町村:佐久穂町・小海町・南相木村・北相木村(H24~) ②婚活イベント(1回/年) ③相談員 電話、訪問、お見合い ④ちよつことあいのり実行委員会による出会いのイベント(1回/年)
意図	住民の結婚問題に対し手を携え、結婚問題及び少子化問題の改善を図る。
事業実施の経緯・こ	町の将来を担う後継者の配偶者対策を推進するため、結婚相談事業を行う。(社会福祉協議会に委託) 町の将来を担う後継者の配偶者対策として必要である。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	戦没者追悼式事業	開始年度	
事務事業通番	103110 予算名 社会福祉一般経費	枝番	2
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	単独
事務事業の法的根拠			
関係する個別計画	地域福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)			
基本構想			
施策	設定した目標	-	
主な施策			

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)			
基本目標	設定した目標	-	
施策	重要業績評価指標(KPI)	-	
事業名			

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	戦没者の遺族等
事業概要	日清、日露戦争以降の全戦没者に対し、追悼の誠をささげるとともに平和を祈念するため追悼式を行う。 (社会福祉協議会に委託・H23までは補助金)
意図	戦没者に対し、追悼の誠をささげるとともに平和を祈念する。
事業実施の背景・これまでまでの経過	日清、日露戦争以降の全戦没者に対し、追悼の誠をささげるとともに平和を祈念するため追悼式を行う。 (社会福祉協議会に委託・H23までは補助金)  戦没者への追悼と平和の尊さを継承する事業として必要である。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	91	196	86	95	79	39						
財源内訳												
一般財源	91	196	86	95	79	39						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.02	0.02	0.02	0.02						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	168	168	168	168	0	0	0	0	0	0
総事業費	91	196	254	263	247	207	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	福祉団体補助事業	開始年度	
事務事業通番	103110 予算名 社会福祉一般経費	枝番	5
分類区分	ソフト(任意)	補助/単独	単独
事務事業の法的根拠			
関係する個別計画	地域福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)			
基本構想			
施策	設定した目標	-	
主な施策			

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)			
基本目標	設定した目標	-	
施策	重要業績評価指標(KPI)	-	
事業名			

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	95 福祉団体補助事業 S

⑤ 対象	福祉関係 当事者・家族会 5団体
事業概要	身体障害者協会、手をつなぐ育成会、遺族会、しらかば智栄会の各団体の活動を支援するために、負担金及び補助金を支出する。
意図	福祉関係 当事者・家族会 5団体の活動支援
事業実施の経緯・こ	合併時の協議による。 地域福祉事業拠点の社協に依頼し実施しているのは、妥当である。H30から友愛会の補助を廃止、しらかば智栄会への補助を縮小した。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	616	701	701	654	552	403						
財源内訳												
一般財源	616	701	701	654	552	403						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)			0.01	0.01	0.01							
職員数(B)						0.01						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	99	99	99	84	0	0	0	0	0	0
総事業費	616	701	800	753	651	487	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	災害弔慰金・見舞金支給事業	開始年度	
事務事業通番	103110  予算名	社会福祉一般経費	枝番
分類区分	ソフト(義務)	補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則、災害見舞規則・災害見舞金等交付要綱		
関係する個別計画	地域福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標   -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標   -
施策	重要業績評価指標(KPI)   -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	0	200	110	410	650	100						
財源内訳												
一般財源	0	200	110	410	650	100						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.05	0.05	0.05						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	419	419	419	419	0	0	0	0	0	0
総事業費	0	200	529	829	1,069	519	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項	
----------	--

⑤ 対象	①【弔慰金】暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主②【見舞金】災害により被害を受けた町民
事業概要	①【弔慰金】暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。【費用の負担 国1/2・県1/4・町1/4】 災害弔慰金(死亡) 生計維持者500万円・その他250万円 災害障害見舞金(負傷・疾病) 生計維持者250万円・その他125万円 災害援護資金 被害の種類及び程度に応じ、150万円~350万円 ②【見舞金】主な見舞金 火災 全焼:10万円 半焼:5万円 一部焼失:3万円 風水害震災等 全壊:10万円 死亡:10万円
意図	被災者への精神的、経済的負担の軽減につながる
事業実施の経緯・こ	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。 災害により被害を受けた町民に見舞金を交付する。  災害弔慰金は法律に基づく制度であり、必要な事業である。 見舞金は被害を受けた町民にとって応急的な生活資金として有効である。  ※令和元年台風第19号災害については、台風第19号災害対策事業から支出

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	民生児童委員協議会運営補助事業	開始年度	H17
事務事業通番	103110 予算名 社会福祉一般経費	枝番	7
分類区分	ソフト(義務)	補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	民生委員法・児童福祉法・民生委員法施行例・佐久穂町民生委員推薦会規則		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 1 住民と行政の協働 設定した目標   -
主な施策	2-2 地域のつながり・交流の推進

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標   -
施策	重要業績評価指標(KPI)   -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)		R2
活動計画名	96 民生児童委員協議会運営補助金	A

⑤ 対象	佐久穂町民生児童委員協議会(民生児童委員・主任児童委員)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員協議会の運営、委員活動に対する補助金</li> <li>・民生児童委員に給与は無く、各個人には費用弁償として活動費が支払われている。本補助金は、協議会の会議費、会議研修出席に伴う委員の手当や旅費、訪問活動に必要な物品等の購入に充てられている。協議会では、各委員に対して訪問活動の促進を行い、定例会等で相談支援に活かせる学習の場を提供しながら、地域福祉推進につながるよう活用している。</li> <li>・一人暮らしの方や高齢者のみの世帯へ、万一の事態に備え救急医療活動に必要な「救急医療情報」を容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、急病や災害時などの時に駆け付けた救急隊が状況に応じて活用する救急医療情報キットの配布を委員発議で24年度から行っている。</li> </ul>
意図	民生児童委員は地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援や関係機関へのつなぎ等、地域福祉の増進に努めている。活動内容は活発的となり、地域において重要な役割を担っている。そのため、必要な知識を得るための研修や、委員相互の連携がとれるように活動費を効率的に使用している。
事業実施の経緯・こ	<p>旧八千穂村は福祉委員制度により報償費として費用弁償が支払われていたが、合併協議により、福祉委員制度を廃止し補助金として民生児童委員協議会に交付することになった。19年の一斉改選から佐久穂町1つの協議会として、運営の補助金を交付している。事業の効率化を図り平成26年度より、補助金を5%減額。</p> <p>会長を中心に協議会の中で目的、活動方針、年間計画、予算を立てて活動している。各地域での活動が主になるが、定例会以外にも研修や町等主催事業に参加し、関係職員、部署とつながり、個々の活動の向上につながっている。</p> <p>補助金は活動費であるが、給与等ではなく、協議会活動の会議や研修、訪問等に必要な物に充てている。活動に有意義なことを研究しながら地域福祉増進に努めている。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	2,458	2,495	2,495	2,495	2,495	1,545						
財源内訳												
一般財源	2,153	2,190	2,199	2,248	2,187	1,305						
国県補助金	304	304	295	246	307	240						
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.25									
職員数(C)				0.25	0.30	0.30						
正職員以外												
概算人件費	0	0	2,096	1,522	1,826	1,826	0	0	0	0	0	0
総事業費	2,458	2,495	4,591	4,017	4,321	3,371	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

①	事務事業名	障害福祉サービス給付事業	開始年度	H18
	事務事業通番	103161	予算名	障害者支援事業
	分類区分	ソフト(義務)	枝番	1
	事務事業の法的根拠	障害者総合支援法		
	関係する個別計画	佐久穂町障害福祉計画		

②	総合計画の体系(H29~R8)			
	基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり		
	施策	重点施策A 4 障がい者福祉の充実		
		設定した目標	-	
	主な施策	4-1 障がい者支援の充実		

③	コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)			
	基本目標	設定した目標 -		
	施策	重要業績評価指標(KPI) -		
	事業名			

④	行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
	活動計画名	

⑥	目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	総合計画	-	-										
	創生戦略												
	基本目標	-	-										
	施策	-	-										

⑦	決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	事業費	242,473	235,067	252,958	266,089	276,454	290,267						
	財源内訳												
	一般財源	53,747	58,189	64,686	64,788	69,794	72,567						
	国県補助金	188,726	176,878	188,272	201,301	206,660	217,700						
	その他	0	0	0	0	0							
	人件費												
	職員数(A)												
	職員数(B)			0.50	0.20	0.10	0.10						
	職員数(C)			0.30	0.40	0.60	0.50						
	正職員以外												
	概算人件費	0	0	6,018	4,112	4,491	3,882	0	0	0	0	0	0
	総事業費	242,473	235,067	258,976	270,201	280,945	294,149	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

⑤	対象	障がい児・者、難病患者及びその家族(レスパイト)
	事業概要	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉施設等の利用者の認定から給付費の支払いを行う。また、補聴器等の補装具の給付を行う。</p> <p>対象者: 障害者手帳の所持者、難病患者等                  事業内容: 障害者・障害児の障害福祉施設利用に伴うサービス給付、補装具の給付                  事業財源: 自己負担1割(非課税世帯等なし)、公費負担9割(国1/2、県4/1、町1/4)</p>
	意図	福祉サービスを利用することによって、住み慣れた地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。
	事業実施の経緯・これまで	障がい者福祉施策は、当初は行政が福祉サービスの内容・提供機関を決定する「措置制度」であった。しかし平成15年4月に、利用者自身が福祉サービスの内容・提供機関を選択できる「支援費制度」が導入され、措置制度から大きく転換した。この時点では精神障害者が支援対象とされていなかったり、自治体間で福祉援助に対する姿勢が異なったために、支援決定者数に大きな地域格差が生じていた。こうした制度上の問題を解決し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者自立支援法」が平成18年から施行された。これにより、サービス提供主体が市町村に一元化され、障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)に関わらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供することとなった。その後、利用者負担額を「応益負担」から「応能負担」へ、また相談支援体制の充実を図るため制度改正がなされ、平成25年4月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、制度の谷間を埋めるべく、福祉サービスの対象者に「難病」が加えられた。

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	地域生活支援事業	開始年度	
事務事業通番	103161	予算名	障害者支援事業
分類区分	ソフト(義務)	枝番	2
		補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、佐久穂町コミュニケーション支援事業実施要綱他		
関係する個別計画	障害者福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 ー
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	障がい児・者
事業概要	<p>障害者総合支援法に基づき、障がい者等が地域で生活するための支援事業、事業の実施、給付等を行う。地域生活支援事業として国県補助を受けられる。</p> <p>対象者: 障害者手帳の所持者等                  事業内容: 佐久穂町で実施している事業(市町村ごとに事業内容を決定)                  ・手話通訳者派遣、日常生活用具(ストマ等)給付、移動支援、日中一時支援、自動車改造費助成、自動車運転免許取得費助成                  事業財源: 自己負担1割(非課税世帯等なし、助成事業は上限10万円)、公費負担9割(国1/2以内、県1/4以内、町1/4(補助残))</p>
	<p>意図</p> <p>地域支援事業を利用することで、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。</p>
事業実施の経緯・こ	<p>町村合併前からの継続、障害者総合支援法の施行に伴い、地域に必要な事業を市町村が実施する。手話通訳事業は県意志疎通支援者派遣事業実施要領に準じて実施している。日常生活用具給付はH18年度から要綱を定め町事業となり必要な給付となっている。移動支援及び日中一時支援はH18年度から要綱を定め町事業となり福祉サービスを利用できない方(障がいの程度等により)の受皿的に活用されている。自動車改造費助成及び自動車運転免許取得助成費は費用負担の軽減になっている。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略	基本目標	-										
	施策	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	3,857	4,447	3,698	4,578	5,063	6,285						
財源内訳	一般財源	1,651	2,812	2,494	2,685	3,039	2,387					
	国県補助金	2,206	1,635	1,204	1,893	2,024	3,898					
	その他											
人件費	職員数(A)											
	職員数(B)											
	職員数(C)			0.10	0.10	0.30	0.30					
	正職員以外											
概算人件費	0	0	609	609	1,826	1,826	0	0	0	0	0	0
総事業費	3,857	4,447	4,307	5,187	6,889	8,111	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	町単障害者支援事業	開始年度	
事務事業通番	103161	予算名	障害者支援事業
分類区分	ソフト(任意)	枝番	4
事務事業の法的根拠	心身障害児・者等助成金支給要綱		
関係する個別計画	地域福祉計画・障害者計画・障害者福祉計画		

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	
施策	設定した目標   -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標   -
施策	重要業績評価指標(KPI)   -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)												
⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	2,730	2,511	2,482	2,622	2,637	2,771						
財源内訳												
一般財源	2,730	2,511	2,482	2,622	2,637	2,771						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)												
職員数(C)			0.15	0.10	0.10	0.10						
正職員以外												
概算人件費	0	0	913	609	609	609	0	0	0	0	0	0
総事業費	2,730	2,511	3,395	3,231	3,246	3,380	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

⑤ 対象	障がい児・者(準ずる児・者)
事業概要	<p>障害者総合支援法に基づき、障がい者等が地域で生活するための町単独の支援事業、事業の実施、給付等を行う。</p> <p>事業内容:          心身障害児(者)通園費等助成金(障害者施設等への通園・通所経費の助成(1/2以内))          通所障害者等乗合タクシー料金助成(障害者施設へげんでる号で通所する経費の助成(2/3))          盲導犬等飼育助成(盲導犬等の飼育費助成(月3800円以内))          介護用品支給(若年)事業(在宅で紙おむつ等を使用している重度障害児・者へ1枚1000円の介護用品券を発行する(障害程度、課税状況により発行枚数が決まる))</p>
意図	国県制度にはない、通所支援や介護用品券により、在宅生活の継続や福祉に向上、並びに精神的、経済的負担の軽減を図る。
事業実施の背景・これまで	<p>障害福祉施設等では工賃が少なく、通所経費の助成として、H17から心身障害児(者)通園費等助成金が実施され、乗合タクシー運行開始から乗合タクシー料金助成も実施された。通所支援2事業は状況に応じて、改正をしている。H25から障害児が県外医療機関に医師の指示により通院する場合の経費も対象に追加された。</p> <p>盲導犬飼育助成はH14から実施、行財政改革大綱に基づき月額が3800円まで減額された。</p> <p>介護用品支給要綱に伴い高齢者向けに介護用品券を支給していたが、H25に住民ニーズに対応する形で、障害児・者も加わった。</p>



# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	障害者医療費制度	開始年度	
事務事業通番	103161	予算名	障害者支援事業
分類区分	ソフト(義務)	枝番	5
		補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	障害者総合支援法		
関係する個別計画	地域福祉計画・障害者計画・障害者福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 4 障がい者福祉の充実
	設定した目標 ー
主な施策	4-1 障がい者支援の充実

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	育成医療・更生医療:身体障害者手帳所持者及び準ずる児童 療養介護医療:重度心身障害者
事業概要	障害者総合支援法に基づき市町村が実施する事業 育成医療・更生医療 対象者:障害者手帳の所持者及び準ずる児童 事業内容:人工透析、腎移植後免疫療法、抗HIV療法、ペースメーカー、人工関節等 事業財源:自己負担1割(非課税世帯等なし)、公費負担9割(国1/2、県4/1、町1/4) 療養介護医療 対象者:重度心身障害者で障害福祉サービスの療養介護利用者 事業内容:療養介護利用者の医療費分(小諸高原病院、長野東病院等の医療に併設した入所施設) 事業財源:自己負担1割(非課税世帯等なし)、公費負担9割(国1/2、県4/1、町1/4)
意図	障害者医療利用者に、必要な医療を提供して、経済的軽減を図る。
事業実施の背景・これまで経過	更生医療等は、S29の身体障害福祉法の改正から実施され、H11の障害者自立支援法、H25の障害者総合支援法で継続され自己負担制度が導入されている。障害を除去・軽減するための医療費助成であり、育成医療は児童を対象とした更生医療という位置付けである。 療養介護医療は、障害福祉サービスの療養介護(重度心身障害かつ医療的ケアを必要する)の利用者の医療費分を給付する制度でH24から県措置制度に代り市町村の給付事業となった。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	6,779	5,656	6,999	9,222	6,822	6,480						
財源内訳												
一般財源	1,695	1,416	1,934	2,547	1,283	1,620						
国県補助金	5,084	4,240	5,065	6,675	5,539	4,860						
その他	0	0										
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)					0.15	0.10						
職員数(C)			0.10	0.20								
正職員以外												
概算人件費	0	0	609	1,217	1,258	838	0	0	0	0	0	0
総事業費	6,779	5,656	7,608	10,439	8,080	7,318	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	地域活動支援センター	開始年度	
事務事業通番	103161	予算名	障害者支援事業
分類区分	ソフト(任意)	枝番	6
事務事業の法的根拠	障害者総合支援法		
関係する個別計画	地域福祉計画・障害者計画・障害者福祉計画		

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 4 障がい者福祉の充実
設定した目標	—
主な施策	4-1 障がい者支援の充実

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	障がい児・者(準ずる児・者)
事業概要	<p>障害者総合支援法等の規定に基づき、地域活動支援センターは障害者だけでなく誰もが通所でき地域での活動拠点という位置付である。障害福祉サービス給付は受けず市町村が運営するが直営、委託等の形態がある。</p> <p>佐久穂町地域活動支援センターの設置 陽だまりの家として多機能型事業所と併設、指定管理となっている。 委託先:(社)ジェイエー長野会 委託期間:H28～H37(10年間) 委託料:1090万円以内 他市町村地域活動支援センターの利用 佐久圏域の申し合わせで月3万円・人を設置市町村に支払うこととなっている。</p>
意図	日常生活・社会生活の支援によって、社会参加の機会の確保および地域社会における共生社会を実現する。障がいのある人が住み慣れた地域で普通に暮らせる地域づくりを目的としている。
事業実施の背景・これまで経過	<p>障害者総合支援法(地域生活支援事業)では地域活動支援センター事業(地活)が必須事業となっている。当町においてはH24に陽だまりの家として、多機能型事業所と併設で指定管理委託とした。H28に放課後等児童デイサービス開始に伴い、旧しらかば作業所に移転している。</p> <p>他市町村の地域活動支援センターの利用については、佐久圏域障害者自立支援協議会市町村部会での申し合わせ事項となっており、月額3万円・人で統一されている。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,126	1,126	1,126	1,126	1,162	1,162						
財源内訳												
一般財源	1,126	1,126	1,126	1,126	1,162	1,162						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.05	0.05	0.05						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	419	419	419	419	0	0	0	0	0	0
総事業費	1,126	1,126	1,545	1,545	1,581	1,581	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	町障害者福祉施設指定管理事業	開始年度	
事務事業通番	103161	予算名	障害者支援事業
分類区分	施設管理	枝番	7
		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	障害者総合支援法・障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例		
関係する個別計画	地域福祉計画・障害者計画・障害者福祉計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 4 障がい者福祉の充実
	設定した目標 A-4 障がい者一般就労への移行数
主な施策	4-1 障がい者支援の充実

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	I 地域コミュニティ「住み続けたい」という意思を尊重しすべての既存集落における居住機能を担保
	設定した目標 I 人口の社会増減延べ数
施策	I-2 地域コミュニティによるケア体制の強化
	重要業績評価指標(KPI) I-2 障がい者一般就労への移行者数
事業名	I-2 (3)障がい者雇用創出、就労支援

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	155 陽だまりの家指定管理事業
	A

⑤ 対象	指定管理者
事業概要	町障害者福祉施設(2施設)を指定管理委託している。 佐久穂町障害者福祉施設「陽だまりの家」地域活動支援センターと併せ委託 委託先:(社)ジェイエー長野会 委託期間:H28~H37(10年間) 委託料:250万円以内(支払実績なし) 事業内容:就労継続B型事業、生活介護事業、放課後等児童デイサービス事業等 佐久穂町障害者共同生活援助施設「グループホームほほえみ」 委託先:(NPO)ウィズハートさく 委託期間:H29~H38 家賃収入:60万円(協議) 事業内容:障害者グループホーム7部屋、ショートステイ1部屋
意図	直営でなく民間の法人等に運営を任せることにより、より専門性をもって障がい者・児支援が行える。 利用障がい者が住み慣れた地域で安心して、生きがいをもち暮らせる日中活動及び生活の提供。
事業実施の経緯・こ	町村合併前の共同作業所「ほほえみ」「しらかば」を引き継ぐ形で、佐久穂町障害者福祉施設「陽だまりの家」をH23に設置、指定管理委託を行う。H24年から(社)ジェイエー長野会が委託先となっている。現在は稼働率が高くなっており、町にとって欠かせない施設になっている。なお児童放課後デイサービスの開始に伴い「しらかば」を改修して2つの建物を使って事業を行うようになっている。「陽だまりの家」の設置に伴い「ほほえみ」を改修してH24から障害者向けグループホームを設置、指定管理委託を行う。H24から(NPO)ウィズハートさくが委託先となっている。現在は満床でショートステイの稼働率も高くなってきている。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	3人(H22-26)	5人(H27-R1)	1人	3人	2人	1人						
創生戦略												
基本目標	-228人(H22-26)	-100人(H27-R1)										
施策	3人(H22-26)	5人(H27-R1)										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	0	0	0	0	0	0						
財源内訳												
一般財源												
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.10	0.10	0.10	0.10						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	838	838	838	838	0	0	0	0	0	0
総事業費	0	0	838	838	838	838	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	福祉医療費支給事業・単独	開始年度	
事務事業通番	103190	予算名	福祉医療費一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	1
		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	佐久穂町福祉医療費給付金条例・佐久穂町福祉医療費給付金条例施行規則		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 ー
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	小学校1年生～高校卒業(18歳到達年度末まで)の通院、精神障害者保健福祉手帳所持者の入通院(等級毎入通院制限、所得制限有)
事業概要	対象者が医療機関にかかり、各健康保険を使って支払った医療費(保険対象医療費)に対して町から償還払方式又は現物支給方式で医療費助成をする。
意図	早期適切な受領と医療費の家計への負担軽減、福祉の増進を図ることを目的としており、比較的医療費がかかる障がい者、母子父子、子ども支援の充実を図る。
事業実施の経緯・こ	S46に75歳以上者を対象に事業が始まり、障害者、乳幼児、母子家庭、父子家庭と拡充されてきた。H15からは自動給付(償還払い)が導入され自己負担300円も設定された。老人保健・後期高齢者医療制度により高齢者区分は廃止になる。児童区分については、県補助対象が順次、拡大され就学前、小3入院分と拡充されてきた。町単独事業として、県補助対象とならない年齢について高校生まで拡大してきている。精神障害の区分は町村合併時に対象を拡大したが、行財政改革により縮小、今に至る。現在は、自己負担は500円となり、R1から児童については現物支給制度が導入された。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	18,248	14,918	15,486	15,959	15,603	14,050						
財源内訳												
一般財源	18,248	14,918	15,486	15,959	15,603	14,050						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)												
職員数(C)			0.15	0.15	0.10	0.10						
正職員以外												
概算人件費	0	0	913	913	609	609	0	0	0	0	0	0
総事業費	18,248	14,918	16,399	16,872	16,212	14,659	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--

# 事務事業シート\_基礎シート

① 事務事業名	福祉医療費支給事業・補助	開始年度	
事務事業通番	103190	予算名	福祉医療費一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	2
事務事業の法的根拠	佐久穂町福祉医療費給付金条例・佐久穂町福祉医療費給付金条例施行規則		
関係する個別計画			
		補助/単独	補助

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 ー
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	就学前の子どもの入通院、中学校卒業までの入院、身体障害者手帳1~3級、療育手帳A1~B1の入通院、精神障害者福祉手帳1級の通院、2級の精神通院、母子父子家庭等の入通院 ほか(障がい者の区分及び母子父子家庭等は所得制限有)
事業概要	対象者が医療機関にかかり、各健康保険を使って支払った医療費(保険対象医療費)に対して町から償還払方式又は現物支給方式で医療費助成をする。1/2が県補助。
意図	早期適切な受領と医療費の家計への負担軽減、福祉の増進を図ることを目的としており、比較的医療費がかかる障がい者、母子父子、子ども支援の充実を図る。
事業実施の経緯・こ	S46に75歳以上者を対象に事業が始まり、障害者、乳幼児、母子家庭、父子家庭と拡充されてきた。H15からは自動給付(償還払い)が導入され自己負担300円も設定された。老人保健・後期高齢者医療制度により高齢者区分は廃止になる。児童区分については、県補助対象が順次、拡大され就学前、小3入院分と拡充されてきた。町単独事業として、県補助対象とならない年齢について高校生まで拡大してきている。精神障害の区分は町村合併時に対象を拡大したが、行財政改革により縮小、今に至る。現在は、自己負担は500円となり、R1から児童については現物支給制度が導入された。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	42,413	38,696	39,799	39,451	39,961	37,107						
財源内訳												
一般財源	21,207	19,348	19,900	19,726	19,981	18,554						
国県補助金	21,206	19,348	19,899	19,725	19,980	18,553						
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)												
職員数(C)			0.20	0.15	0.20	0.20						
正職員以外												
概算人件費	0	0	1,217	913	1,217	1,217	0	0	0	0	0	0
総事業費	42,413	38,696	41,016	40,364	41,178	38,324	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 内部取扱事項

--